

一 経 過

(1) 事業主側

新編印刷ハ最初二日間ハ他社ニ依頼印刷シタルカ
其後ハ残留者ニテ印刷發行セリ

(2) 被解雇者側

被解雇者ハ廿五日やまと新聞夕刊ニ社告トシテ「浅
井清三等新入社員ト称スル者ハ偽社員ナリト掲載
シ逆宣傳ヲ為シタリ

(3) 交渉状況

A 七月廿二日大化會本部ニテ小島七郎ハ岩田富美
史ト會見折衝シタルモ双方ノ主張強硬ナル為メ

遂ニ解決ニ至ラズ

B 次テ廿三日松下社長ハ小島ト共ニ岩田ト會見折
衝シタルカ遂ニ其主張ニ屈シテ全員ノ復職ヲ容
認シ廿四日被解雇全員ニ電報ニテ通知シタルヲ
以テ茲ニ解決シ直々ニ就業シタリ

C 本解決ニ依リ新出資者浅井清三、新編輯局長加藤
直治其他ノ者ハ主場ニ窮シ目下善後策考案中ナ
ルヲ以テ注意中

右及申(通)報候也